

平成 22 年

第 1 回市議会定例会 議案第 34 号

函館市職員退職手当条例の一部改正について

函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 2 月 26 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例

函館市職員退職手当条例（昭和 59 年函館市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 3 を第 2 条の 4 とし、第 2 条の 2 を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（遺族の範囲および順位）

第 2 条の 2 この条例において「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で第 2 号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第 2 号および第 4 号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が 2 人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手当を等分し

て当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつてこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位または同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第3条第2項各号列記以外の部分中「退職した者」の後ろに「(第15条第1項各号に掲げる者を含む。)」を加え、「同項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず」に改める。

第5条の2第2項各号列記以外の部分中「第10条第4項、第10条の2第4項、第11条第3項または第16条の規定に該当するもの」を「この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職」に、「第10条の2第1項」を「第11条第1項」に、「これらの支給」を「これらの退職手当」に、「第11条第1項各号に掲げる者またはこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該」を「第9条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたことまたは第15条第1項もしくは第17条第1項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当および第12条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る」に改め、同項第19号中「第10条の2第1項」を「第11条第1項」に改め、同項第20号中「第10条の2第2項」を「第11条第2項」に改める。

第7条の4第4項第1号中「退職した者でその勤続期間が」を「退職した者のうち自己都合退職者(第3条第2項に規定する傷病または死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)以外のものでその勤続期間が5年以上」に改め、「(次号に掲げる者を除く。)」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上5年未満のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

第7条の4第4項に次の3号を加える。

(3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上25年未満のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(5) 自己都合退職者でその勤続期間が10年未満のもの 零

第7条の5第1項各号列記以外の部分中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

第9条第3項中「第11条第1項各号」を「第15条第1項各号」に改め、同条第5項第1号中「第16条」を「第22条第2項」に改める。

第10条の見出し中「に対する退職手当に係る特例」を「の在職期間の計算」に改め、同条中第4項および第5項を削り、第6項を第4項とし、第7項を第5項とする。

第11条を削る。

第10条の2の見出し中「に対する退職手当に係る特例」を「の在職期間の計算」に改め、同条第1項中「この条」の後ろに「および第22条第5項」を加え、同条第4項を削り、同条を第11条とする。

第13条第1項第1号中「一般の退職手当および前条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）」を「一般の退職手当等」に改める。

第14条を次のように改める。

(定義)

第14条 この条から第21条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 懲戒免職等処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

(2) 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により，この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この条から第21条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関（当該機関がない場合にあつては，市長）をいう。ただし，当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については，当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては，当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあつては，市長）をいう。

第14条の2を削る。

第15条を次のように改める。

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは，当該退職に係る退職手当管理機関は，当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは，当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し，当該退職をした者が占めていた職の職務および責任，当該退職をした者の勤務の状況，当該退職をした者が行つた非違の内容および程度，当該非違に至つた経緯，当該非違後における当該退職をした者の言動，当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度ならびに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して，当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）またはこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は，前項の規定による処分を行うときは，その理由を付記した書面により，その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は，前項の規定による通知をする場合において，

当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を市の掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第15条の2および第15条の3を削る。

第17条を第23条とする。

第16条の見出しを「（職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給）」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

職員が退職した場合（第15条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日またはその翌日に再び職員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第16条に次の3項を加える。

3 職員が第10条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合または同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合においては、市長が定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

4 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

5 職員が第11条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人役員となつた場合または同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人役員となつた場合においては、市長が定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第16条を第22条とし、第15条の次に次の6条を加える。

（退職手当の支払の差止め）

第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に

係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
- (2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたときまたは当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項もしくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
- (2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容および程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当

該遺族に対し，当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

- 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項または第45条に規定する期間が経過した後においては，当該支払差止処分後の事情の変化を理由に，当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し，その取消しを申し立てることができる。
- 5 第1項または第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は，次の各号のいずれかに該当するに至った場合には，速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし，第3号に該当する場合において，当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは，この限りでない。
  - (1) 当該支払差止処分を受けた者について，当該支払差止処分の理由となつた起訴または行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
  - (2) 当該支払差止処分を受けた者について，当該支払差止処分の理由となつた起訴または行為に係る刑事事件につき，判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合および無罪の判決が確定した場合を除く。）または公訴を提起しない処分があつた場合であつて，次条第1項の規定による処分を受けることなく，当該判決が確定した日または当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合
  - (3) 当該支払差止処分を受けた者について，その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく，かつ，次条第1項の規定による処分を受けることなく，当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は，当

該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

- 7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実または生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 第1項または第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第13条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
- 9 第1項または第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至つたときを含む。）において、当該退職をした者が既に第13条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。
- 10 前条第2項および第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第15条第1項に規定する事情および同項各号に規定する退職をした

場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第15条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 退職手当管理機関は、第1項第2号または前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 函館市行政手続条例（平成8年函館市条例第32号）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 5 第15条第2項および第3項の規定は、第1項および第2項の規定による処分について準用する。
- 6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項または第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。  
（退職をした者の退職手当の返納）

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条および第20条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあっては、同項の規定により算出される金額（次条および第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第13条第1項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第1項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 函館市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第15条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第19条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には，その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において，前条第1項第2号に該当するときは，当該退職に係る退職手当管理機関は，当該遺族に対し，当該退職の日から1年以内に限り，第15条第1項に規定する事情のほか，当該遺族の生計の状況を勘案して，当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては，失業者退職手当額を除く。）の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第15条第2項ならびに前条第2項および第4項の規定は，前項の規定による処分について準用する。

3 函館市行政手続条例第3章第2節の規定は，前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第20条 退職をした者（死亡による退職の場合には，その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において，当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第18条第1項または前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において，当該退職に係る退職手当管理機関が，当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し，当該退職の日から6月以内に，当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知をしたときは，当該退職手当管理機関は，当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り，当該相続人に対し，当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続

いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第18条第5項または前条第3項において準用する函館市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第18条第1項または前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項および第4項に規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項および次項において同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第16条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全

部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続または遺贈により取得をしたまたは取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況および当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。
- 6 第15条第2項ならびに第18条第2項および第4項の規定は、第1項から第4項までの規定による処分について準用する。
- 7 函館市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第18条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当審査会）

第21条 退職手当管理機関の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議するため、市長の附属機関として、函館市退職手当審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 退職手当管理機関は、第17条第1項第2号もしくは第2項、第18条第1項、第19条第1項または前条第1項から第4項までの規定に

よる処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、審査会に諮問しなければならない。

- 3 審査会は、第17条第2項、第19条第1項または前条第1項から第4項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者または退職手当管理機関にその主張を記載した書面または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述または鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 5 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 6 審査会の組織および委員その他審査会に関し必要な事項については、規則で定める。

附則第2項中「退職した者（）」を「退職した者（第15条第1項各号に掲げる者を含む。）」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の函館市職員退職手当条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成18年函館市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「第2条の3」を「第2条の4」に改め、同条第2項中「第19号までの規定」を「第18号までの規定および第21

号」に改める。

- 4 函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成20年函館市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第10条の2第1項」を「第11条第1項」に、「から第21号までの規定」を「および第20号」に改める。

（特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

- 5 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和40年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

特別職報酬等審議会の委員	日額	5,000円	を
--------------	----	--------	---

  

特別職報酬等審議会の委員	日額	5,000円	に
退職手当審査会の委員	日額	5,000円	

改める。

（提案理由）

在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認められる場合等に、退職手当の支給を制限し、または退職手当の返納等を命ずることができることとし、および退職手当審査会を設置するため